

岩手県公安委員会告示第5号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定に基づき、同条の診断を行う医師を次のとおり指定した。

令和7年2月4日

岩手県公安委員会

委員長 村井三郎

医師の氏名	勤務する病院の名称	勤務する病院の所在地	指定年月日	診断の対象者
磯野 寿育	一般財団法人岩手済生 医会三田記念病院	盛岡市加賀野三丁目14番1 号	令和7年2月1日	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1 項第4号及び第5号に掲げる者並び に銃砲刀剣類所持等取締法施行令（ 昭和33年政令第33号）第11条各号（ 第3号を除く。）に掲げる病気にか かっている者 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11 条第3号に掲げる病気にかかっ ている者 介護保険法（平成9年法律第123号 ）第5条の2第1項に規定する認知 症である者
土屋 輝夫	岩手県立南光病院	一関市狐禅寺字大平17番地	〃	
佐々木 由佳	岩手県立一戸病院	二戸郡一戸町一戸字砂森60 番地1	〃	
三浦 正之	医療法人財団正清会三 陸病院	宮古市板屋一丁目6番36号	〃	
佐藤 義朝	いわてリハビリテーシ ョンセンター	岩手郡雫石町七ツ森16番地 243	〃	
金森 啓太	岩手県立磐井病院	一関市狐禅寺字大平17番地	〃	
前田 哲也	岩手医科大学附属病院	紫波郡矢巾町医大通二丁目 1番1号	〃	
石塚 直樹	〃	〃	〃	